

遠野市内の高校に通学する生徒の保護者のみなさんへ

# 市内高校通学費補助金のお知らせ

市では、市内の高校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費の補助制度を設けています。対象となる方はぜひご活用ください。

## 1 補助対象者

遠野高校または遠野緑峰高校へ通学するために、定期券を購入した生徒の保護者が対象です。生徒一人につき3年間（正規の就学期間中）補助を受けることができます。

なお、学生割引以外で他に同様の通学費補助制度を受けている方は対象外となります。

## 2 補助金額

購入した定期券の金額の1/2（100円未満切捨て）

## 3 補助対象となる定期券

JR・三陸鉄道・市内路線バスの定期券で、4月1日から翌年3月31日までの購入分が補助対象となります。

…上記期間中の購入分であれば、定期券の有効期限は翌年4月1日以降でも構いません。

## 4 申請方法

(1) 通学している高校へ次の書類を提出してください。

### ア 市内高校通学費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

様式は遠野市ホームページからダウンロードできるほか、遠野市教育委員会、遠野高校及び遠野緑峰高校に備え付けています。

### イ 購入した通学定期券等の写し

定期券の写しの取り忘れにご注意ください。更新の際、今まで使用していた定期券は新しいものと引き換えになります。

### ウ 通帳の写し等(口座番号等の振込先情報が確認できるもの)

2回目以降の申請で、振込先情報に変更がない場合は提出不要です。

(2) 購入した定期券は年度内（3月31日まで）に申請してください。年度が変わると補助を受けることができませんのでご注意ください。

## 5 その他

(1) 申請は購入の都度でも、年度末にまとめて一括でも構いません。

(2) 申請者と口座名義人は必ず同一の方としてください。申請者は必ずしも世帯主である必要はありません。

※例えば、母名義の銀行口座への振込を希望する場合、申請者は母となります。申請者を、初回申請時は母とし、2回目以降では父としている誤りが多いです(⇔振込先は母名義の口座を登録済み。)。申請者と口座名義人が異なる場合、別途委任状の提出が必要となりますので、ご留意願います。

(3) 補助金は、交付決定の日から30日以内に指定の口座に振込みます。

## 6 お問い合わせ先

遠野市教育委員会事務局 学校教育課

〒028-0515 遠野市東館町8番12号 TEL: 0198-62-4412